

* 鉛筆及び消えやすいインク、または消せるボールペンでは書かないでください。

婚姻届

令和 年 月 日届出
品川区長殿

受理 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	入力	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知

外国人のときは西暦で
書いてください。
(証人欄も同様です。)

(1)

(フリガナ) 氏名	夫になる人		妻になる人				
	シナガワ	タロウ	オオイ	ハナコ			
生年月日	昭和 □西暦 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 2年 6月 21日	昭和 □西暦 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 4年 5月 3日					
住所	□同右 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都品川区 広町	□同左 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都品川区 平塚					
	2丁目 1番地 方書	1丁目 1番地 方書	1丁目 13番地 方書	1丁目 18番地 方書			
本籍	東京都品川区広町		東京都千代田区霞が関				
(外国人のときは 国籍だけを書いてください)	2丁目 1番地 方書	1丁目 1番地 方書	1丁目 1番地 方書	1丁目 1番地 方書			
筆頭者の氏名	品川 進一郎		大井 次郎				
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	父 品川 進一郎	続き柄 長男	父 荘原 三雄	続き柄 二女			
	母 品川 とし子		母 大井 澄子				
	養父	続き柄 養子	養父 大井 次郎	続き柄 養女			
	養母		養母				
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍 (左の <input checked="" type="checkbox"/> の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)					
		東京都品川区広町 2丁目 1番地					
同居を始めたとき	昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	7年 4月	□未同居・未挙式				
初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input checked="" type="checkbox"/> 離別 令和 2年 9月 10日)					
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と 夫妻の職業	夫 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 妻 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input checked="" type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6	※別表に沿って該当番号の□に✓を付けてください (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業					

婚姻後の夫婦の氏を選択してください。

夫の氏を称する場合
 夫の氏
 妻の氏

もしくは

妻の氏を称する場合
 夫の氏
 妻の氏

一方または双方が
外国人の場合
 夫の氏
 妻の氏

空欄にしてください。

連絡先

日中連絡のとれる電話
番号を書いてください

電話

夫 090-XXXX-XXXX

妻 080-XXXX-XXXX

届出人署名
※押印は任意です

記入の注意

- この届は、日曜日や祝日でも届けることができます。閉庁時間は宿直等で届書のお預かりと本人確認のみ行います。翌開庁日以降審査し、不備の内容によってはご連絡のうえ修正のため再来庁いただくことがあります。この場合も婚姻日は婚姻届提出の日から変わることはありません。
- 届書は、1通提出してください。

証人		
署名 ※押印は任意です	大崎 三郎	平塚 桃子
生年月日 □昭和 □西暦 □平成 <input checked="" type="checkbox"/> 62年 8月 4日	□昭和 □西暦 □平成 <input checked="" type="checkbox"/> 4年 5月 6日	□昭和 □西暦 □平成 <input checked="" type="checkbox"/> 4年 5月 6日
住所 東京都品川区西五反田	東京都品川区南大井 3丁目 6番地 方書 大崎第一マンション 503	東京都品川区西大井 1丁目 12番地 方書
本籍 (外国人のときは 国籍だけを書いてください)	東京都品川区大崎 2丁目 9番地	東京都品川区西大井 4丁目 1番地

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものにのようにしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください。

未だ結婚式も同居もしていない場合は、□未同居・未挙式にチェックをしてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

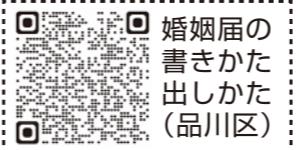
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

別表（同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事欄）

- 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
- 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
- 企業・個人商店街（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
- 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
- 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
- 仕事をしている者のいない世帯

◎ 署名は必ず本人が自署してください。



しあわせ多彩区

Shinagawa City